

シンガポールにおける会社清算について

1. はじめに

シンガポールにおいて会社経営を終了する場合、会社が倒産状態にある場合には破産手続き（Bankruptcy）を取るようになるが、会社が倒産状態になく、自主的に営業を終了してシンガポールから撤退する場合には、会社清算（Winding Up）を選択することになる。会社清算の手続きは、シンガポール会社法（Companies Act, Chapter 50）が規定する。

会社清算（Winding Up）とは、会社の営業を停止し、その資産と債務を整理・分配して会社の法人格を消滅させる行為である。その手続きは、概ね以下のように行われる。

1. 会社清算を行う旨の特別決議を自ら行うか、裁判所による会社清算の命令を受ける。
2. 清算人（Liquidator）を選任する。
3. 清算人は資産を現金化し、未払込資本金の払込みを要求し、債権者に対してその優先順位に従って支払いを行う。
4. 債権者に対する支払いの終了後、余剰資金を株主に分配する。
5. 会社を解散する。

会社清算には、株主又は債権者の手による任意的な会社清算（Voluntary Winding Up）と、裁判所の命令による強制的な会社清算（Winding Up By Court）の2つのパターンがある。

シンガポールにおける事業を終了し、撤退する場合には、会社が支払不能の状態にない限り、株主による任意的な会社清算の方法（Members' Voluntary Winding Up）を選択することになるのが一般的であると思われる。

2. 株主による任意的な会社清算（Members' Voluntary Winding Up）

株主の手によって任意的に会社を清算する場合、取締役会は解散決議を行うための臨時株主総会を招集するが、同時に、取締役は、会社が会社清算を開始した後12ヶ月を超えない期間内にその債務を全て返済することができる見込みであると宣言する必要がある（第293条）。この宣言があると、会社清算手続は、株主による任意的な会社清算（Members' Voluntary Winding Up）として進められる。

招集された株主総会では、その特別決議によって会社清算が決定される。この特別決議には、通常の議決権を有しない優先株主も投票する。同時に、株主の手によって清算人が選任される（第294条）。清算人が選任されると、会社の取締役はその権限を失い、代わって清算人が、会社の清算のために必要な各種の行為を行う。

なお、選任された清算人が、取締役によって債務返済可能宣言がなされた上記期間内に会社が実際に債務の弁済を完了することが困難であると判断する場合には、ただちに債権者集会を開催し、その債権者集会で別の清算人が選任された場合には、清算手続きは、債権者による任意的な会社清算に転換される（第295条）。

会社清算の決議があった場合には、会社は、決議から7日以内にACRA（Accounting and Corporate Regulatory Authority）に対し、会社清算の登記を申請しなければならず、

決議から 10 日以内に、1 つ以上の新聞に会社清算を公告しなければならない（第 290 条）。

3. 債権者による任意的な会社清算（Creditors' Voluntary Winding Up）

会社の取締役が、上記のような債務返済見込みに関する宣言をしない場合には、会社清算は、債権者による任意的な会社清算（Creditors' Voluntary Winding Up）として進められる。

債権者による任意的な会社清算を行う場合、会社は、債権者に対して債権者集会の招集通知を発して債権者集会を開催する。この通知は集会開催の 7 日前までに各債権者に送付すると共に、シンガポールの新聞に公告しなければならない（第 296 条）。

清算人は、会社の株主総会及び債権者集会の両方により指名されるが、両集会にて指名された者が異なる場合には、債権者集会で指名された者が清算人となる。ただし、会社は、株主総会で指名された者を清算人とするよう裁判所に申し立てることができる。一方、債権者集会で清算人が指名されなかった場合には、株主総会で指名された者が清算人となる。（第 297 条）。

債権者による任意的な会社清算の場合も、株主による場合と同様、会社清算が決議された場合には、会社は、決議から 7 日以内に ACRA（Accounting and Corporate Regulatory Authority）に対し、会社清算の登記を申請しなければならない、決議から 10 日以内に、1 つ以上の新聞に会社清算を公告しなければならない（第 290 条）。

4. 裁判所による会社清算（Winding Up By Court）

裁判所による会社清算は、会社自身又は会社の債権者等によって裁判所に申立てがなされることによって開始される。会社清算の申立て理由は、主なものでは以下のとおりである（第 254 条第 1 項）。

1. 会社が特別決議により、裁判所による会社清算を行う旨の意思決定を行った場合
2. 会社が法定の報告書を提出し、又は法定の株主総会を行うことにより債務不履行となった場合
3. 会社がその設立後 1 年以内に営業を開始しない場合、又は丸 1 年以上営業を停止した場合
4. 会社がその債務を弁済できない場合
5. 取締役が他の利害関係者全体の利益のためではなく自らの利益のために行動するなど、他の関係者にとって不公平・不公正とみられる方法で会社に関する行為を行った場合
6. 会社を清算することが公正・公平であると裁判所が考える場合

上記において裁判所が「公正・公平」と考える場合の例としては、以下の場合が挙げられる。

1. 会社の基盤が失われた場合
2. 会社の経営が行き詰った場合
3. 合意に反して株主が経営から排除された場合
4. ジョイントベンチャーにおいて、あるパートナーが他のパートナーを無視して単独で会社を経営している場合

会社清算が行われる理由としては、会社がその債務を期日に弁済できないこと（債務不履行）が多いであろうと思われるが、会社が債務不履行に陥り債務を弁済できないとみなされるのは、以下の場合である（第 254 条第 2 項）。

1. 会社が 10,000 シンガポール・ドルを超える債務を負っており、債権者が 3 週間の期間を設けて債務を支払うことを要求する旨の法定の通知を会社の登録事務所に送付した場合
2. 会社の債権者のために出された裁判所の判決、決定又は命令を執行等しても全部又は一部が満足されずに終わった場合

裁判所による会社清算の場合には、清算人は裁判所が指名する。また、清算人による各手続きには、裁判所の関与の程度が大きい。

5. 会社清算手続開始の効果

会社清算手続が開始されると、次のような効果が生じる。

1. 清算人が会社にとって営業を続けることが有利であると考えられる場合を除き、会社の営業は会社清算の開始により停止する。この場合、会社が発行する請求書、注文書その他業務に関する文書には、会社の名称の後に「清算中（In Liquidation）」という文言を記載しなければならない。清算人には、会社を立て直すと言う観点から営業を実行したり、利益を上げるいかなる権限も有しない。清算人が会社の営業を継続できるのは、主に営業を継続事業体として売却できるようにする場合である。
2. 株式の譲渡は清算人の認可があって初めて実行可能となる。その結果、会社清算がいったん開始されると、会社の株主は固定されることになる。
3. 会社の取締役及びその他の役員は、清算人の業務遂行に協力する義務を負う。
4. 会社が会社清算開始前 2 年以内に取り締役との間で財産の売買を現金で行っていた場合には、会社は売買において当該財産の対価が過大に（購入の場合）又は過小に（売却の場合）評価された差額分について取り戻すことができる。
5. 会社が浮動担保を設定してから 6 ヶ月以内に会社清算に移行した場合、かかる担保は、担保設定以降に会社に払われた金額に年利 5 パーセントを加えた金額をカバーするものを除き、無効となる。

会社清算の開始と共に選任される清算人は、清算のために以下の行為を行う。

1. 会社の事業及び資産を調査するとともに、取締役その他関係者の行為を監督する。
2. 会社の資産を可能な限りよい条件で回収・換金する。
3. 債権者による請求を法的に解決し、会社の資産を公平に分配する。

6. 資産換価手続き

清算開始後、清算人は会社の資産の換価及び債務の整理を進める。清算人は、債務を弁済するにあたって債権者と弁済に関する和解をしたり、資産を回収するにあたって訴訟を提起したりすることもできる。清算人は、清算開始日から 6 カ月の期間が過ぎる毎に、当該期間における入出金及び資産・負債の残高を報告する計算書を作成し、ACRA に登記しなければならない（第 317 条）。

7. 資産の分配

会社の資産は、会社清算によりその債務の満足に充てられるが、担保権を有する債権者は担保権を実行し、その全額を自己の債権に充当することにより満足を得ることができる。担保権を有する債権者がその担保権の範囲で会社の資産から支払いを受け終わると、残りの資産は、優先債権者間で分配される。優先権の順位は、以下のとおりである（第328条）。

1. 会社清算にかかった費用
2. 会社の従業員の給与その他報酬
3. 会社の従業員に対して支払われる規定の退職手当て又は任意で支払われる退職手当て
4. 労働者補償法（Workmen's Compensation Act）に基づき雇用の過程で生じた損害賠償の支払い
5. 会社清算開始の前後 12 ヶ月間に法令上又は承認された老齢退職年金若しくは退職慰労金の枠組みの中で支払われる CPF の会社負担分
6. 会社清算開始の前後に生じた年休に関して従業員に支払われる給与
7. 会社清算開始以前又は債務を証明するために決められた期間が経過する前に査定されるあらゆる税金

上記優先債権者への弁済の後、残りの資産は、一般債権者に対してその債権額に按分して弁済される。

全ての債務を弁済した余剰の金銭については、会社の株主に対して、会社の基本定款（Memorandum and Articles of Association）に従って分配されることになる。

8. 会社の解散

裁判所による会社清算が行われた場合、清算人が裁判所に解散命令を発するよう求めることにより、会社は解散する。清算人は、解散命令が出されて 14 日以内に ACRA（Accounting and Corporate Regulatory Authority）に対して解散命令の登記を申請する（第 276 条）。

任意的な会社清算が行われた場合は、清算人は、会社が清算手続きの全てを完了し、清算に関する最終計算書を作成した後、結了集会を招集する（債権者による任意的な会社清算の場合は債権者集会も開催する）。結了集会の招集は、集会の 1 ヶ月以上前に、シンガポールで発行される英語、マレー語、中国語、タミール語の新聞各 1 紙以上、合計 4 紙以上に公告しなければならない。結了集会後 7 日以内に、清算人は、結了集会開催申告書を ACRA に登記する。申告書が ACRA に登記された日から 3 カ月が経過したときに、会社は解散する（第 308 条）。解散のための登記申請が ACRA になされた後、利害関係者が異議を申し立てた場合、会社は 2 ヶ月の期間内に問題を解決しなければならず、その期間内に解決できなかった場合には、ACRA に申し立てた解散登記手続きは無効となる。この場合、会社は、利害関係者との問題を解決した後、改めて解散のための登記申請を行うことになる。

【注】

本レポートは、ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所（www.kcpartnership.com）がジェトロ・シンガポールのために作成したものです。本レポートは、一般的な情報の提供のみを目的として作成されたものであり、個別のケースについて正式な助言をするものではありません。本レポートの情報のみに依拠された場合は、ジェトロ、同法律事務所ともに責任を負いかねますのでご了承ください。